

野洲市六条水害履歴マップその①(全4枚)

(H26.8.7・8.21野洲市六条389、H27.7.5 野洲市六条自治会館で行った聞き取り調査に基づき作成)



-昭和28年台風13号の概要と当時の六条の様子-

昭和28年台風13号とは

滋賀県では9月25日午後から夜にかけて暴風雨となり、各地の河川の氾濫・決壊が続出。野洲川の決壊は200mにもおよび、右岸側は一面泥水下に浸水し、集落は長らく孤立状態となった。他府県でも、愛知・三重・京都・大阪・福井に甚大な被害をもたらした。(『滋賀県災害誌』より)
この水害をきっかけに、河口付近で南流と北流に分かれて蛇行していた野洲川を、新放水路に一本化する計画が立てられ、昭和46年より8年間をかけて改修工事が行われた。野洲川新放水路へは、昭和54年に通水。



・井口～須原～野田～比留田は、田舟用の運河でつながっていた。

野田の干拓地
当時は住民がいた

木・お寺・神社の景観は当時からほぼ変わらない。

野洲川北流左岸堤防(津田・服部側:現守山市)

- ・歴史的には、左岸側に決壊が多かった。
- ・左岸側は堤体の幅が広く、家の手前の道まであった。
- ・河畔林は竹藪。後ろが畑。
- ・堤防は、区画を細かく分けて個人名義としていた。管理も各個人が行っていたので、対岸の六条側よりも竹を太く育てていた。→このおかげで津田側の方が堤防が強かった、ということもあったのでは。
- ・津田・服部では蚕を飼っていたので、在所の人はこの竹を利用した。
- ・破堤箇所は、野洲川のカーブの内側にあたる左岸側に砂が堆積していた。



野洲川北流右岸堤防(六条・井口側)

- ・左岸と比べて堤体の幅が狭く、法が急だった。
- ・堤防は、区画を細かく分けて個人名義としていた。しかし所有者の名義に関わらず、在所全体で管理をしていた。このため堤防上の竹をすぐに刈り取ってしまい、竹が成長していなかった。
- ・河畔林は松林、小さい松が多かった。→左岸の竹と比べて風の影響が大きく堤防にダメージを与えたのでは。
- ・在所の人々は燃料を採った。小さい松茸を取りにも行った。



○ 当時の六条の社会特性

- ・野洲川の伏流水の樋(六条樋)から水をとり、風呂水等生活用水に使っていた。
- ・安治でも六条樋の水を使用していたため、六条とつながりがあった。
- ・六条の水路は農業用水・生活用水路のため、田舟は使われていなかった。
- ・当時六条には電話機は一つも無かった。

○ 事前に取り決められていた水害対応

- ・野洲川沿いの在所ごとに、対応する堤防の位置が決まっていた。六条は野洲川に地先を有していたので、そのあたりを警戒していた。
- ・安治は野洲川から離れており地先を有していなかったが、水利用により六条とつながりがあり、決壊時には同様に被害を受ける関係であったため、水害時にはいつも安治から六条に応援が来てくれていた。
- ・義務消防団(自警)が結成されており、水防活動に従事していた。六条では15～35歳の全員が、30～35人ほど活動していた。
- ・村長(自治会)の要請で区ごとに水防出動要請が出された。
- ・六条では大雨時、区長の号令で消防団に限らず、全員で水防に当たっていた。
- ・マエガミ(15歳くらいの若者のこと)が、目上の人の指示で堤防の見張りを行った。
- ・堤防警戒時には、スコップと米俵とドンゴロスを持って出かけ、土嚢積みや杭打ちをしていた。

○ 水害後

- 亡くなった方の弔い
- ・小学校で村葬として、合同葬儀を行った。
- ・土葬場所が決壊場所の近くで土葬できなかったため、火葬した。
- 復旧作業
- ・村長が指示し招集をかける。
- ・9/30には保安隊がブルドーザ4台出動し、堤防復旧を実施。
- ・堤防の復旧まで10年程度はかかった、その間は仮堤防であった。
- ・水はけが悪かった。
- ・仮堤防段階で川幅も広くなり、川底も掘られたことで、その後の水害危険性が少なくなっていた。
- 水害の記憶
- ・「水害殉職碑」のところで毎年9月25日に六条と安治の犠牲者を弔う式典が開かれている。
- ・敬老会では、犠牲となった方があって今の六条があるということを忘れないように、会長の挨拶に水害の話を入れている。

0 1000 m

作成:立命館大学歴史都市防災研究室

国土地理院 標準地図(25000), 2007年~写真